

令和5年12月13日

各位

見附市役所 総務課

道メ工第4号「市道今町田井線（傍所6号橋）橋梁修繕 工事」
に係る質問の回答について

標記の入札公告に寄せられた質問について、下記のとおり回答します。

記

No.	質問事項	回答
1	<p>○施工条件関係 IV安全対策関係 2. 近接作業制限あり ・内容 JR 信越本線 傍所踏切に近接しているため、近接協議中である。とありますが、線路近接工事に該当した場合</p> <p>①列車見張り員が必要と考えますが、設計変更の対象と考えて良いでしょうか。</p> <p>②鉄道特異工事有資格者でない者が落札した場合、どのような措置が取られるでしょうか。</p>	<p>本工事は線路内の作業でないため、鉄道特異工事には当たらないことを、JRに確認済みです。</p> <p>近接協議の結果、列車見張り員が必要となった場合、設計変更の対象とします。</p>
2	<p>積算基準書の構造取壊し工では、人力施工によるとりこわし作業（断面修復工に係るコンクリートはつりも同様）に伴う破砕片の積込工法は、人力積込みとするとあります。</p> <p>このため、コンクリート殻の運搬が10t積級、機械積込で積算されていますが、不適合ではないでしょうか。</p>	<p>「機械積込」については、落札後に現場に適した積込み方法を選定し、設計変更の対象とします。</p>

見附市役所 総務課管財係

TEL : 0258-62-1700

FAX : 0258-63-1006